令和７年度男女共同参画講座

弁護士に聞く

人生の選択肢 離婚について考える

▼離婚する・しない関係なく知っておきたい！

▼離婚したら何がどうなるの？

▼話し合わないといけない離婚条件って？

▼親権や養育費はどう考えたらいい？

▼弁護士に依頼した方がいいの？

▼お金がなければ離婚できないの？

▼それな疑問が解決します！

参加無料

日時 令和7年8月26日(火)
午後1時30分～3時00分
（開場：午後1時）

場所 精華町役場 交流ホール

定員 ５０名（精華町在住・在勤の方）

講師

弁護士 貴谷（きたに） 悠加（ゆうか）さん

「熟年離婚、モラハラDVや借金問題の絡んだ離婚事件に加え、後見人として終活や老後の支援にも携わっています。
制度を知り、ご自分の人生を整えるヒントをお届けしたいと思います。」

申込方法

申込みフォーム、ファクスまたは電話でお申込みください。（平日の午前9時～正午、午後1時～5時）
手話通訳・要約筆記・託児の利用希望がある場合は8月18日までにお申込みください。詳しくは裏面をご確認ください。

▲申込みフォーム

主催：精華町　後援：精華町人権啓発推進委員会

人権啓発課
行き
FAX：0774-95-3974

令和７年度精華町男女共同参画講座申込書

☆ファクス、電話、申込みフォーム（チラシ表面に二次元コードがあります。）の
いずれかでお申込みください。

託児・手話・要約筆記を希望される場合は以下にもご記入のうえ8月18日までに提出してください。

参加人数　　名（　　歳代）

任意 **氏名（　　）電話番号（　　）**

※氏名と電話番号の記入は任意です。講座の中止や変更がある場合は原則ホームページでお知らせします。

講師に質問があればご記入ください（質問が多数の場合はすべての質問に回答ができない可能性があります）

☆手話通訳・要約筆記をご利用の場合は、ご記入ください。

氏　　名	電　話　番　号 （ファクス番号）	希望するものに〇をしてください
		手話通訳 ・ 要約筆記

☆託児（満3か月児～就学前児童対象/先着10名まで）をご利用の場合は、ご記入ください。

氏　　名（ふりがな）	住　　所 電　話　番　号	託児を希望するお子様の年齢
（保護者）	精華町 （　　）	－
（お子様）		歳　　か月
（お子様）		歳　　か月
（お子様）		歳　　か月

事前登録型本人通知制度のご案内

近年、個人の戸籍や住民票等の証明書が不正に請求されたり、不正に取得されるという事件が発生しています。

このような事件を未然に抑制・防止するために、精華町では、「事前登録型本人通知制度」を実施しています。

この制度は、戸籍謄本や住民票の写し等の証明書を代理人や第三者が取得した場合、その交付事実を登録された本人へ通知するものです。

詳しくは精華町役場住民部総合窓口課（TEL：0774-95－1915)にお問合せください。
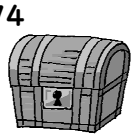
<講座に関する問い合わせ先>
精華町 住民部 人権啓発課
男女共同参画係
【TEL】0774－95－1919
【FAX】0774－95－3974